

牛肉骨粉関連補助事業等に関するWeb説明会

# 牛肉骨粉等の飼料利用について

令和6年12月26日

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課

# 大臣確認工場のFAMICホームページへの掲載

- ① トップページ「飼料」のタブより、「製造基準適合確認事業場」に進んでください。 <http://www.famic.go.jp/>



The screenshot shows the homepage of the Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC). The header includes the FAMIC logo and the text '独立行政法人 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)'. A search bar with 'Google 提供' is visible. Below the header is a navigation menu with tabs for '肥料・土壌改良資材', '農薬', '飼料', 'ペットフード', and '食品表示 JAS等'. The '飼料' tab is selected, and a dropdown menu is open, listing various links. A callout box with the text 'ここをクリック' (Click here) points to the link '製造基準適合確認事業場' (Manufacturing Standard Compliance Confirmation Business Field).

独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター (FAMIC)  
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

Google 提供

文字サイズ変更

肥料・土壌改良資材

農薬

飼料

ペットフード

食品表示 JAS等

HOME

FAMICについて

公表事項

+ 調達情報

+ 採用情報・就業体験実習

飼料関係法令、飼料関係通知

各種申請・届出・報告手続き

試験結果の公表

製造基準適合確認事業場

飼料分析法

飼料研究報告

関係書籍

Q&A・解説書等

有害物質に関する情報共有

薬剤耐性菌関係

その他

ここをクリック

# 大臣確認工場のFAMICホームページへの掲載

- ② 「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」に進んでください。

ご意見・



独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター (FAMIC)  
Food and Agricultural Materials Inspection Center (FAMIC)

▶ 肥料・土壌改良資材      ▶ 農薬      ▶ 飼料      ▶

HOME > [飼料](#) > 製造基準適合確認事業場

FAMICについて  
公表事項  
+ 調達情報  
+ 採用情報・就業体験実習  
施設見学・一般公開  
+ 行事・講習会等  
ISO・Codex・国際協力関連情報  
WOAHコラボレーティング・センター

▶ 製造基準適合確認事業場

肥料関係の製造基準適合確認事業場情報は、[こちらのページ](#)に移動しました。

▶ 1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）

- 製造に係るもの
- 輸入に係るもの

ここをクリック

# 大臣確認工場のFAMICホームページへの掲載

- ③ 「製造基準適合確認事業場一覧」の「1 製造に係るもの」が表示され、大臣確認を取得したレンダリング工場及び飼料工場の名称、確認年月日等を確認することができます。

## 製造基準適合確認事業場一覧

### 1 製造に係るもの

令和6年12月〇日

事業場の名称	事業場の所在地	製造品目	確認年月日	備考
〇〇レンダリング△△工場	〇〇県△△市□□	牛肉骨粉	令和6年12月〇日	
□□飼料××工場	□□県××市〇〇	B飼料	令和6年12月〇日	

※ 製造品目の「B飼料」とは、馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料を意味します。

# 肉骨粉に添付する供給管理票についてのお願い

牛肉骨粉の大臣確認を受けた

製造ラインで製造した製品※には

必ず『牛肉骨粉・血粉等供給管理票』を

添付してください。

- ※ 牛由来の原料を使用していない場合であっても、必ず『牛肉骨粉・血粉等供給管理票』を添付してください。

# 複数の肉骨粉等を製造するレンダリング施設の例

○ 健康牛ライン ⇒ 牛肉骨粉・血粉等供給管理票  
(牛肉骨粉の大臣確認を受けた製造ライン)

○ 鶏豚ライン ⇒ 肉骨粉等供給管理票  
(豚鶏肉骨粉の大臣確認を受けた製造ライン)

○ 食用油脂（肉粉）ライン ⇒ 肉粉等供給管理票  
(ペットフード用肉粉の理事長確認を受けた製造ライン)

# 供給管理票一覧

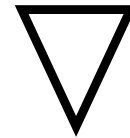
牛肉骨粉の大臣確認  
を受けた製造ライン



## 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
牛肉骨粉・血粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する牛肉骨粉・血粉等の種類	肉骨粉
供給する牛肉骨粉・血粉等の名称	〇〇〇〇〇
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

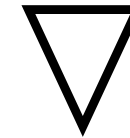
鶏豚肉骨粉の大臣確認  
を受けた製造ライン



## 肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	豚肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	〇〇〇〇〇
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

ペットフード用肉粉の  
理事長確認  
を受けた製造ライン



## 肉粉等供給管理票

肉粉等供給管理票	
ペットフード用	
肉粉等供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉粉等の種類	牛肉粉
供給する肉粉等の名称	牛肉粉1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

# 牛肉骨粉及び肉粉の 飼料・ペットフード原料としての利用に必要な手続き

種類	用途	農林水産大臣の 確認手続	FAMIC理事長の 確認手続
牛肉骨粉	飼料	<b>必要</b>	—
	ペットフード <span style="background-color: yellow;">(12月26日再開)</span>	<b>必要※1</b>	—
牛の 食用脂肪由来の 肉粉	飼料	<b>必要</b> <small>(牛肉骨粉扱い)</small>	手続きなし
	ペットフード	手続きなし	<b>必要※2</b>

(※1) 飼料用としての大臣確認を受けた場合は、ペットフード用としても出荷可能です。(FAMIC理事長確認の手続きは不要)

(※2) 引き続き、『ペットフード用肉粉等供給管理票』を利用される場合は、FAMIC理事長確認を受ける必要があります。